

遊佐町議会特別委員会における講演
「遊佐町沖洋上風力発電事業の現状と今後について」

日時：令和7年1月23日(木)13:30～15:00

場所：遊佐町役場 委員会室

講演後の委員との意見交換要旨は次のとおり。

菅原委員

今回の法定協議会では、新たに選定された事業者も入って開催されると思うが、この開催時期について、改めて伺いたい。

槇課長（山形県エネルギー政策推進課）

今回法定協議会の開催時期については、10月から11月頃を予定している。今後、公募占用計画の地域共生策に関する地元との具体的な調整を進めていく必要があり、かなりの時間を要すると見込む。また、様々な確認等を行う必要があり、そういった作業を見越した法定協議会開催のスケジュールを考えている。そして、法定協議会で合意を得た上で、事業者は、12月までに公募占用計画の政府承認を受ける予定である。

なお、来週は、遊佐部会（1/30）、遊佐町沖洋上風力産業振興プラットフォームの新年交流会（1/31）を予定しており、選定事業者による挨拶と事業計画の説明を予定している。また、地域住民の方々においては、事業に対して様々な受け止めがあると思われるので、事業者には地域住民向けの説明会の対応なども求めていく考えである。

渋谷委員

事業者選定に係る評価結果の内容について伺いたい。1点目は、遊佐町ならではの特徴を生かした地域貢献とは具体的に何か。2点目は、リスクシナリオに関して、商務条件の履行の確実性が高いオフテイカーとはどこか。

槇課長（山形県エネルギー政策推進課）

事業者選定に係る評価内容については、全ての評価内容を開示してしまうことにより、今後の他海域における案件形成に向けた議論に影響が出てしまうおそれがあるため、基本的に国で公表されている内容以外は回答を控えている状況であり、ご理解いただきたい。その前提で申し上げますと、選定された事業者は、遊佐町沖の法定協議会でとりまとめた遊佐地域の将来像に沿った形で提案をしてきており、例えば、遊佐地域の特徴でもあるクロマツの保全などについて提案している。今後は、これらの提案内容について、地元関係者と1つ1つ調整を行い、実施内容を詰めていくことになる。なお、オフテイカーについて

は、県は把握していない。

駒井委員

カーボンニュートラルや脱炭素の取組みは、国や県、町が推進していることである。この事業に関して、事業者だけが責任を負い、行政側は責任を負わないという認識なのか。

槇課長（山形県エネルギー政策推進課）

法的な枠組みでいえば、事業実施に関する責任は事業者が負うことになる。これは再エネ海域利用法上、実施者である事業者は、先ほど申し上げた協議会意見とりまとめに挙げた留意事項、あるいは将来像の実現に向けて、しっかりと取り組んでいく責任があるためである。一方で、事業の進捗管理については法定協議会の場でしっかりと管理していくことになり、その意味においては、事業者だけではなく、国、県、町の行政側も責任を負っているものとする。

那須委員

遊佐町には雇用の場が必要である。事業者として選定された丸紅㈱は総合商社であり、様々な仕事をしているかと思う。ぜひ、この洋上風力発電を契機として、地域に洋上風力に関係する雇用の場を創出し、若者の流出を防いでほしい。

槇課長（山形県エネルギー政策推進課）

協議会意見とりまとめの将来像には、「単に再生可能エネルギーの導入促進という観点だけでなく、遊佐地域における産業振興や雇用確保のほか、新たに交流人口・関係人口が創出されること等も発電事業の波及効果として見込んでいる」、「遊佐の若者が自発的に地元への定着を選び、地域外からも遊佐への移住・定住を選択肢に入れるような、持続可能で魅力あるまちづくりを実現する」という大きな目標を掲げている。これは遊佐町だけでなく、県全体の課題だと認識しており、そうした考えもしっかり念頭に置いて、遊佐町及び事業者とも連携し、雇用創出をはじめとする将来像の実現に向けて頑張ってもらいたい。

〔了〕